

障害者福祉 ガイドブック



吉見町 長寿福祉課 福祉係

☎0493-54-1511(代表)

0493-63-5012(直通)

令和4年度版

《令和4年4月1日改訂》

このガイドブックの読み方について

この「ガイドブック」は、障害のある方及びその家庭における様々な負担を軽くするために、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健福祉法、障害者総合支援法をはじめ、いろいろな法律や条例などで定められている福祉制度のあらましを掲載したものです。

今後、制度の内容などが変わる場合がありますので、ご確認のうえご利用ください。

※要介護認定に該当する方は、原則として介護サービスが優先されます。

制度・事業名のあとのマークは次のことを示しています。

- 身** …… 身体障害のある方が対象となることを示しています。
- 知** …… 知的障害のある方が対象となることを示しています。
- 精** …… 精神障害のある方が対象となることを示しています。
- 難** …… 難病患者の方が対象となることを示しています。

目次

1 障害者手帳の交付

- (1) 身体障害者手帳の交付 1
- (2) 療育手帳の交付 1
- (3) 精神障害者保健福祉手帳の交付 2

2 診断書料の補助について

- 障害者診断書料の補助 3

3 医療制度

- (1) 重度心身障害者医療費の助成 4
- (2) 自立支援医療（更生医療）の給付 4
- (3) 自立支援医療（育成医療）の給付 5
- (4) 自立支援医療（精神通院）の給付 5

4 補装具・日常生活用具について

- (1) 補装具費の支給 6
- (2) 難聴児補聴器購入費の助成 7
- (3) 日常生活用具の給付 7

5 住宅改修について

- 重度障害者居宅改善整備費の補助 14

6 相談について

- (1) 障害者相談支援事業 15
- (2) 障害者相談員 15
- (3) 埼玉県運転免許センター適正相談室 15
- (4) 高次脳機能障害に関する相談窓口 15

7 障害福祉サービスについて

- (1) 利用の流れ 16
- (2) 障害福祉サービスの一覧 17
- (3) 利用者負担 18

- (4) 高額障害福祉サービス等給付費 19

8 在宅生活の支援について

- (1) 移動支援事業 20
- (2) 日中一時支援事業 20
- (3) 障害児（者）生活サポート事業 20
- (4) 福祉タクシー利用料助成 22
- (5) 自動車運転免許取得費補助 22
- (6) 自動車改造費用助成 22
- (7) 駐車禁止適用除外 22
- (8) 手話通訳者・要約筆記者の派遣 23
- (9) 地域活動支援センター事業 23
- (10) 訪問入浴サービス 23
- (11) 紙おむつの支給 24
- (12) 配食サービス事業 24

9 手当・年金等について

- (1) 重度心身障害者福祉手当 25
- (2) 特別児童扶養手当 25
- (3) 児童扶養手当 26
- (4) 障害児福祉手当 27
- (5) 特別障害者手当 27
- (6) 心身障害者扶養共済制度 28
- (7) 障害基礎年金 28
- (8) 障害厚生年金・障害手当金 28
- (9) 特別障害給付金 29

10 税の控除・免除について

- (1) 所得税の障害者控除30
- (2) 住民税の障害者控除・非課税30
- (3) 相続税の障害者控除30
- (4) 自動車税等の減免31
- (5) 軽自動車税（種別割）の減免32

11 公共料金の割引について

- (1) JR（鉄道・バス）運賃の割引33
- (2) バス運賃の割引33
- (3) タクシー運賃の割引33
- (4) 国内航空運賃の割引34
- (5) 有料通行料金の割引34
- (6) NHK放送受信料の減免34
- (7) NTT番号案内の料金免除35
- (8) 携帯電話基本使用料等の割引35
- (9) 郵便物の減額及び無料扱い35

12 資金の貸付について

- (1) 生活福祉資金36

13 就労相談について

- (1) 障害者就業・生活支援センター37
- (2) 職業紹介37
- (3) 生活困窮者の総合相談窓口37

14 防災対策について

- (1) 障がいのある方・支援する方の
防災マニュアル38
- (2) 防災行政無線の電話応答装置38
- (3) 避難行動要支援者制度38
- (4) 安全・安心メール39
- (5) 防災メール40
- (6) NET11940

15 成年後見制度について

- 成年後見制度41

16 ヘルプカード・マーク等について

- (1) ヘルプカードとは42
- (2) ヘルプマークとは42
- (3) ケアラーのバトン(緊急引継ぎシート)
について42

1 障害者手帳の交付

障害者手帳とは障害のある人に交付される手帳のことで、「身体障害者手帳」「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」の3つの種類があります。障害者手帳を取得すると、様々な支援やサービス、各種税の控除や減免等を受けることができます。

(1) 身体障害者手帳の交付

身

身体障害者手帳は、身体に障害があり、身体障害者福祉法に定められた障害に該当する場合に埼玉県から交付されます。障害の程度によって1級から6級までに区分されます。

注) 身体障害者手帳は、その障害が永続することを前提とした制度です。そのため、障害の原因となる疾病を発病して間もない時期や乳幼児期、障害が永続しないと考えられる場合等については、認定の対象とならないことがあります。

対象者	視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語機能、そしゃく機能、肢体不自由（上肢・下肢・体幹・脳原性運動機能）、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこう・直腸機能、小腸機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能、肝臓機能に永続する障害がある方
申請に必要な物	●マイナンバー（個人番号）を確認できる書類 ●身体障害者手帳診断書：都道府県知事の指定を受けた医師が書いた診断書 ※用紙は、役場長寿福祉課の窓口にあります

【窓 口】 役場長寿福祉課（役場 1 階 4 番窓口 / 電話 63-5012）

(2) 療育手帳の交付

知

療育手帳は、知的障害者に交付される手帳です。18歳未満の方は児童相談所、18歳以上の方は、県総合リハビリテーションセンターで判定を受け、一定の基準に該当すると認められる場合に埼玉県から交付されます。障害の程度によって㊤・A・B・Cの4段階に区分されます。

対象者	知的能力の全般的発達不全または不十分な状態にある方
申請に必要な物	●マイナンバー（個人番号）を確認できる書類 申請（更新）する場合は、事前に役場長寿福祉課までご連絡ください。 ※18歳以上の方は学校の通知表、母子手帳、おくすり手帳等をお持ちください

【窓 口】 役場長寿福祉課（役場 1 階 4 番窓口 / 電話 63-5012）

(3) 精神障害者保健福祉手帳の交付

精

精神障害者保健福祉手帳は、精神疾患を有する方で、精神障害のために長期にわたって日常生活または社会生活への制約があると認められた場合に埼玉県から交付されます。障害の程度によって1級から3級までに区分されます。

対象者	統合失調症、そううつ病、非定型精神病、てんかん、中毒性精神病、器質性精神病 発達障害、その他の精神疾患のある方 ※初診から6か月を経過しないと手続はできません	
申請に必要な物	診断書で申請する場合	●精神障害者保健福祉手帳用診断書 ●マイナンバー（個人番号）を確認できる書類
	年金証書で申請する場合	●障害年金の証書 又は 直近の振込通知書 ●マイナンバー（個人番号）を確認できる書類 ※年金証書に記載の等級が手帳の等級になります
	●更新の場合は、交付を受けている手帳をお持ちください	
有効期限	交付を受けた日から2年間 ※有効期限の3か月前から更新の手続きを受け付けています	

【窓 口】 役場長寿福祉課（役場1階4番窓口 / 電話 63-5012）

2 診断書料の補助について

障害者診断書料の補助

身 精

診断書及び意見書の作成に要した費用（税抜）の1/2（上限5,000円）を助成します。

対象者	次のいずれかに該当する方 ① 身体障害者手帳の交付・再交付を受けようとする方 ② 自立支援医療（更生医療）の給付を受けようとする方 ③ 補装具の交付（修理）を受けようとする方 ④ 精神障害者保健福祉手帳の交付・再交付を受けようとする方
申請に必要な物	●領収書（診断書料が記載されているもの） ●振込先がわかるもの（原則、本人名義のもの）

【窓 口】 役場長寿福祉課（役場1階4番窓口 / 電話 63-5012）

3 医療制度

(1) 重度心身障害者医療費の助成

身 知 精

医療機関等で診療（入院・通院等）を受けた場合、各種医療保険制度による医療費の一部負担額（付加給付を除く）を助成します。

対象者	<p>次のいずれかに該当する方</p> <p>① 1級、2級、3級の身体障害者手帳をお持ちの方</p> <p>② ㉠、A、Bの療育手帳をお持ちの方</p> <p>③ 1級の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方</p> <p>④ 65歳以上で高齢者の医療の確保に関する法律施行令別表各号に掲げる障害の状態にある旨の認定を受けている方</p> <p>※次の場合は対象外となります</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 65歳以上で初めて①から④のいずれかの状態となったとき ・ ③に該当する方が精神病床に入院したとき ・ 受給者本人の所得が一定以上あるとき
申請に必要な物	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者手帳 ●健康保険証 ●振込先がわかるもの（原則、本人名義のもの）

【窓 口】 役場長寿福祉課（役場 1 階 4 番窓口 / 電話 63-5012）

(2) 自立支援医療（更生医療）の給付

身

身体上の障害を軽くしたり取り除いたり、機能回復をするための医療を国または都道府県が指定する医療機関で受けられます。

対象者	18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた方
受けられる医療	角膜手術、関節形成手術、外耳形成手術、心臓手術、血液透析療法、じん移植術など
費用	<p>原則として、医療費の1割が自己負担となります</p> <p>※世帯の市町村民税額によって自己負担の上限があります</p>
申請に必要な物	窓口へお問い合わせください

【窓 口】 役場長寿福祉課（役場 1 階 4 番窓口 / 電話 63-5012）

(3) 自立支援医療（育成医療）の給付

身体に障害のある、またはそのまま放置すると将来障害を残すと認められるお子さんで、手術等の治療を受けることにより、確実な治療効果が期待できる場合に、必要な治療を都道府県が指定する医療機関で受けられます。

対象者	肢体不自由、視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語機能、そしゃく機能障害などがあり、確実な治療効果が期待できる18歳未満の児童
費用	原則として、医療費の1割が自己負担となります ※世帯の市町村民税額によって自己負担の上限があります
申請に必要な物	窓口へお問い合わせください

【窓 口】 役場長寿福祉課（役場1階4番窓口 / 電話 63-5012）

(4) 自立支援医療（精神通院）の給付

精

指定医療機関において、精神疾患の継続的な通院治療を行う場合に、医療費の一部を助成します。

対象者	精神障害者であって、通院医療を受けている方
費用	原則として、医療費の1割が自己負担となります ※世帯の市町村民税額によって自己負担の上限があります
申請に必要な物	●自立支援医療意見書（新規・隔年） ※精神障害者保健福祉手帳と同時の場合は精神障害者保健福祉手帳用診断書 ●健康保険証 ●印鑑 ●マイナンバー（個人番号）を確認できる書類 ●病院・薬局の名称と所在地がわかるもの 不明な点は窓口へお問い合わせください

【窓 口】 役場長寿福祉課（役場1階4番窓口 / 電話 63-5012）

4 補装具・日常生活用具について

(1) 補装具費の支給

身 難

身体障害者・児、難病患者等の失われた身体機能を補完または代替して、日常生活を容易にするために、次の補装具の購入または修理に要した費用を助成します。

なお、障害の種類、等級、年齢などにより給付に制限があります。また、補装具の種類や年齢により、身体障害者更生相談所の判定が必要となります。

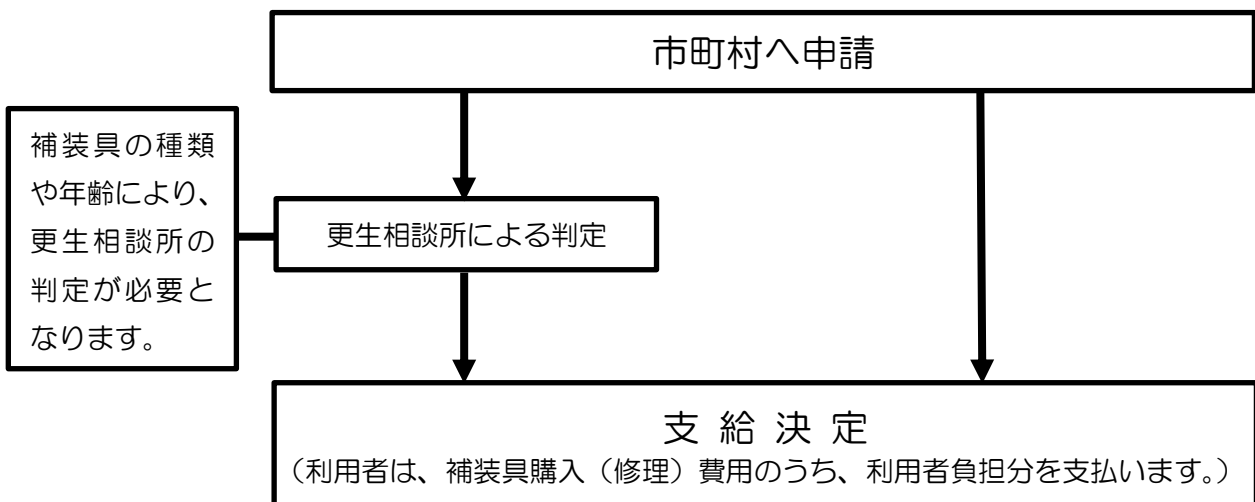
対象者	次のいずれかに該当する方 ① 身体障害者手帳の交付を受けている方 ② 障害福祉サービスの対象となる難病患者等
費用	原則として、費用の1割が自己負担となります（月額上限負担額あり）
申請に必要な物	窓口へお問い合わせください

【補装具の種類】

視覚障害者・児 難病患者等	視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡
聴覚障害者・児 難病患者等	補聴器、人工内耳（人工内耳用音声信号処理装置の修理に限る）
肢体不自由者・児 難病患者等	義手、義足、装具、車椅子、電動車椅子、歩行器、歩行補助つえ 座位保持装置、重度障害者用意思伝達装置
	※障害児のみ 排便補助具、座位保持椅子、起立保持具、頭部保持具

【申請から支給までの流れ】

補装具費の支給を受けるまでの流れは、おおむね以下ようになります。詳しくは[購入する前に](#)長寿福祉課福祉係へお問い合わせください。



【窓 口】 役場長寿福祉課（役場 1 階 4 番窓口 / 電話 63-5012）

(2) 難聴児補聴器購入費の助成

身体障害者手帳の交付の対象とならない軽度又は中等度の難聴児の言語の習得、教育等における健全な発達を支援するため、補聴器の購入のための費用を助成します。

※購入する前に、あらかじめご相談ください。

対象者	<p>次のいずれにも該当する方</p> <p>① 町内に住所を有する満 18 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日までの間の方</p> <p>② 聴覚に障害を有する方で、当該障害が身体障害者福祉法別表に掲げるものに該当しないと認められた方</p> <p>③ 補聴器を装用することにより、言語の習得等において一定の効果が期待できると医師が判断した方</p> <p>※次の場合は対象外となります</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請を行う日の属する年度(当該日が 4 月から 6 月までの間に申請を行う場合にあっては、前年度)における対象者の属する世帯に市町村民税の所得割の額が 46 万円以上の世帯員がいる場合 対象者がその他の制度で、既に補聴器の購入に係る費用の助成を受けている場合
申請に必要な物	窓口へお問い合わせください

【窓 口】 役場長寿福祉課（役場 1 階 4 番窓口 / 電話 63-5012）

(3) 日常生活用具の給付

身 知 精 難

町に居住地を有する障害者（児）に対し、日常生活を容易にするため、日常生活用具の給付をします。また、障害の種類、等級、年齢などにより給付に制限があります。

対象者	町に居住地を有する障害者（児）
費用	原則として、費用の 1 割が自己負担となります（月額上限負担額あり）
申請に必要な物	窓口へお問い合わせください

～大規模災害に備えて～

ストーマ用装具のランニング備蓄について

ストーマ用装具を必要とするぼうこう・直腸に障害のある方が、災害発生時に避難所での生活でストーマ用装具を使用できるよう、埼玉県が備蓄を行っています。

また、下記のとおり個人での「備え」も大切です。

- 避難袋にストーマ用装具及び衛生用品等を入れておく、親類宅にも置いておく。
- 避難先でのストーマ用装具を迅速に入手等できるように使用している装具の品番・メーカー名、購入先会社名、身体障害者手帳などの情報を記したメモやカード的なものを作成しておく。

【窓 口】 役場長寿福祉課（役場 1 階 4 番窓口 / 電話 63-5012）

◎日常生活用具給付一覧

種 目	対 象 者	耐用年数	基 準 価 格
特殊寝台※	下肢又は体幹機能障害 2 級以上	8 年	154,000 円
特殊マット※	障害の程度が重度又は最重度の知的障害児・者、下肢又は体幹機能障害 2 級以上の身体障害児及び下肢又は体幹機能障害 1 級の身体障害者 (原則として 3 歳以上)	5 年	19,600 円
特殊尿器※	下肢又は体幹機能障害 1 級で常時介護を要する身体障害児・者 (原則として学齢児以上)	5 年	67,000 円
入浴担架	下肢又は体幹機能障害 2 級以上で入浴に介助を要する身体障害児・者 (原則として 3 歳以上)	5 年	82,400 円
体位変換器※	下肢又は体幹機能障害 2 級以上の身体障害児・者であって、下着交換等に当たって、介助を要するもの (原則として学齢児以上)	5 年	15,000 円
移動用リフト※	下肢又は体幹機能障害 2 級以上の身体障害児・者 (原則として 3 歳以上)	4 年	159,000 円
訓練いす (児のみ)	下肢又は体幹機能障害 2 級以上の身体障害児 (原則として 3 歳以上)	5 年	33,100 円
訓練用ベッド (児のみ)	下肢又は体幹機能障害 2 級以上の身体障害児 (原則として学齢児以上)	8 年	159,200 円
入浴補助用具※	下肢又は体幹機能障害で入浴に介助を要する身体障害児・者 (原則として 3 歳以上)	8 年	90,000 円
便器※ (手摺り取付け可)	下肢又は体幹機能障害 2 級以上の身体障害児・者 (原則として学齢児以上)	8 年	4,450 円
T 字状・棒状のつえ	平衡又は下肢若しくは体幹の機能に障害を有する身体障害児・者	3 年	木製： 2,266 円 金属： 3,090 円
移動・移乗支援用具※	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害児・者であって、家庭内の移動等において介助を必要とするもの (原則として 3 歳以上)	8 年	60,000 円
頭部保護帽 A： スポンジ、革材 B： スポンジ、革材 プラスチック材	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、転倒の危険がある身体障害児・者、てんかんの発作等により頻繁に転倒する知的障害児・者及び精神障害児・者	3 年	A： 12,768 円 B： 30,870 円

種 目	対 象 者	耐 用 年 数	基 準 価 格
特殊便器	障害の程度が重度又は最重度の知的障害児・者で、訓練を行っても自ら排便処理が困難なもの及び上肢障害２級以上の身体障害児・者 (原則として学齢児以上)	８年	151,200円
トイレチェア	頸髄損傷等により、通常の便座上で座位を保てない者	５年	81,000円
火災警報器	障害の程度が重度又は最重度の知的障害児・者及び１級以上の精神障害児・者、２級以上の身体障害児・者で火災発生の感知及び避難が困難な者(当該者の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)	８年	15,500円
自動消火器	上記に同じ	８年	28,700円
電磁調理器	障害の程度が重度又は最重度の知的障害者及び視覚障害２級以上の者	６年	41,000円
視覚障害者用誘導装置	視覚障害児・者のうち、音声による誘導を必要とする者	10年	56,000円
歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害２級以上の身体障害児・者 (原則として学齢児以上)	10年	7,000円
聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害２級の身体障害者(聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯に限る。)	10年	87,400円
車椅子用段差昇降機	常時車椅子を使用する身体障害児・者	６年	260,000円
携帯用信号装置	聴覚障害児・者のうち、視覚・触覚によらなければ呼出し等に應じることができない者	10年	18,000円
透析液加温器	腎臓機能障害３級以上の身体障害児・者(原則として３歳以上)	５年	51,500円
ネブライザー (吸入器)	呼吸器機能障害３級以上又は同程度の身体障害児・者が必要と認められるもの(原則として学齢児以上)	５年	36,000円
電気式たん吸引器	上記と同じ	５年	56,400円
吸引器・ネブライザー 一両用器	上記に同じ	５年	69,000円
酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う者	10年	17,000円

種 目	対 象 者	耐用年数	基 準 価 格
視覚障害者用体温計 (音声式)	視覚障害 2 級以上の身体障害児・者 で、原則として学齢児以上のもの (視覚障害児・者のみの世帯及びこれ に準ずる世帯に限る。)	5 年	9,000 円
視覚障害者用体重計	視覚障害 2 級以上の身体障害者 (視覚障害者のみの世帯及びこれに準 ずる世帯に限る。)	5 年	18,000 円
動脈血中酸素飽和度 測定器 (パルスオキ シメーター)	人工呼吸器の装着が必要な呼吸機能障 害の身体障害児・者	5 年	157,500 円
携帯用会話補助装置	音声機能若しくは言語機能障害児・者 又は肢体不自由児・者であって、発 声・発語に著しい障害を有するもの (原則として学齢児以上)	5 年	98,800 円
情報・通信支援用具 (IT 関連周辺機器)	視覚障害 2 級以上の身体障害児・者で 情報機器 (パーソナルコンピュータ) の使用により社会参加が見込まれるも の (原則として学齢児以上)	6 年	100,000 円
点字ディスプレイ	視覚障害 2 級以上の身体障害児・者で 必要と認められるもの (原則として学 齢児以上)	6 年	383,500 円
点字器	視覚障害 2 級以上の身体障害児・者	7 年	10,712 円
点字タイプライター	視覚障害 2 級以上の身体障害児・者 (就労若しくは就学している者又は就 労が見込まれる者に限る。)	5 年	63,100 円
視覚障害者用ポータ ブルレコーダー	視覚障害 2 級以上の身体障害児・者 (原則として学齢児以上)	6 年	録音再生機 85,000 円 再生専用機 35,000 円
視覚障害者用活字文 書読上げ装置	上記に同じ	6 年	99,800 円
視覚障害者用拡大読 書器	視覚障害児・者であって本装置により 文字等を読むことが可能になるもの (原則として学齢児以上)	8 年	198,000 円
文字放送ラジオ	聴覚障害児・者のうち、文字による情 報を必要とする者	5 年	23,000 円
視覚障害者用時計	視覚障害 2 級以上の身体障害者 (音声 時計は、原則として手指の触覚に障害 がある等のため触読式時計の使用が困 難な者とする。)	10 年	触読：10,300 円 音声：13,300 円

種 目	対 象 者	耐用年数	基 準 価 格	
聴覚障害者用通信装置	聴覚障害児・者又は音声・発語に著しい障害を有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもの (原則として学齢児以上)	5年	71,000円	
聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害児・者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になるもの	6年	88,900円	
人工喉頭	喉頭摘出者	笛式	4年	5,150円
		電動式	5年	71,203円
視覚障害者用ワードプロセッサ	視覚障害児・者	5年	1,030,000円	
地上デジタル放送対応ラジオ	視覚障害児・者(原則として学齢児以上)	6年	30,000円	
点字図書	主に、情報の入手を点字によっている視覚障害者		点字図書価格 (年間6タイトル又は24巻を限度とする。ただし、辞書等一括して購入しなければならないものを除く。)	
ストーマ装具・紙おむつ等	ストーマ造設者 高度の排便機能障害 高度の排尿機能障害 脳原性運動機能障害かつ意思表示困難者(原則として3歳以上)		畜尿袋： 11,639円 畜便袋： 8,858円 紙おむつ： 12,000円	
収尿器	脊髄損傷等のため尿失禁を伴い又は尿路変更を行った障害児・者	3年	8,755円	
居宅生活動作補助用具	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)を有する身体障害児・者であって障害等級3級以上のもの(原則として学齢児以上)。ただし、特殊便器への取替えをする場合は、上肢障害2級以上の者	原則1回	200,000円	

※印は、介護保険の福祉用具貸与制度で同一の種目が設定されています。介護保険該当者は、原則、日常生活用具給付事業における給付はできません。

頭部保護帽、ストーマ装具・紙おむつ等については、入院者及び施設入所者も対象とします。

◎難 病

種 目	対 象 者	性 能	耐用年数	基 準 価 格
特殊寝台	寝たきり状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を備え、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できるもの	8年	154,000円
特殊マット	上記に同じ	褥瘡 ^{じよくそう} の防止または失禁等による汚染もしくは消耗を防止できるもの	5年	19,600円
体位変換器	上記に同じ	介助者が難病患者の体位を変えるのに、簡単に使用できるもの	5年	15,000円
特殊尿器	自力で排泄できない者	尿が自動的に吸引されるもので、難病患者または介助者が簡単に使用できるもの	5年	67,000円
移動用リフト	下肢または体幹機能に障害のある者	介助者が難病患者を移動させるにあたって、簡単に使用できるもの（ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く）	4年	159,000円
居宅生活動作補助用具	上記に同じ	難病患者の移動を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの		200,000円
訓練用ベッド	上記に同じ	脚または脚の訓練ができる器具を備えたもの	8年	151,200円
入浴補助用具	入浴に介助が必要な者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、難病患者または介助者が簡単に使用できるもの	8年	90,000円
便器 (手摺り取付け可)	常時介護が必要な者	難病患者が簡単に使用できるもの	8年	4,450円
特殊便器	上肢機能に障害のある者	足踏みペダルで温水温風を出せるもの（ただし、取替えにあたり住宅改修を伴うものを除く）	8年	151,200円
自動消火器	火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	室内温度の異常上昇または炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消化できるもの	8年	28,700円

種 目	対 象 者	性 能	耐用年数	基 準 価 格
ネブライザー (吸入器)	呼吸器機能に障害のある者	難病患者または介助者が簡単に使用できるもの	5年	36,000円
電気式たん吸引器	上記に同じ	上記に同じ	5年	56,400円
吸引器・ネブライザー両用器	上記に同じ	上記に同じ	5年	69,000円
歩行支援用具	下肢が不自由な者	手すり、スロープ等であって、難病患者の身体機能の状態を十分踏まえ、必要な強度と安定性を有し、転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となる機能があるもの	8年	60,000円
動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を備え、難病患者が簡単に使用できるもの	5年	157,500円

5 住宅改修について

重度障害者住宅改善整備費の補助

身

重度障害者の日常生活の環境改善及び自立更生を促進するため、居室、便所、浴室等居宅の一部を障害に応じ使いやすく改造するための費用を助成します。

対象者	1、2級の身体障害者手帳をお持ちの方で障害部位が下肢または体幹である方 注) 本人、同居家族の所得状況により制限があります
費用	1件あたり36万円の範囲内で2/3を助成します
申請に必要な物	窓口へお問い合わせください
その他	原則として1回限りとし、新築・増築・改築および介護保険・日常生活用具給付等事業の給付対象となる住宅改修の場合は、対象外となります

【 窓 口 】 役場長寿福祉課（役場1階4番窓口 / 電話 63-5012）

6 相談について

(1) 障害者相談支援事業

身 知 精

障害者・児の保護者、介護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、その他の障害福祉サービスの利用支援等を無料で行います。以下の3事業所へ委託しています。

事業所名	電話
社会福祉法人東松山市社会福祉協議会 総合福祉エリア相談支援事業所	0493-21-5570
医療法人 緑光会 比企生活支援センター	0493-81-7145
社会福祉法人 昴 西部・比企地域支援センター	0493-81-5310

(2) 障害者相談員

身 知

障害のある方またはその家族からの相談に応じたり、必要な助言や指導を行います。

	氏名	電話番号
身体障害者相談員	大谷 裕子	0493-54-5328
知的障害者相談員	金澤 美智子	0493-54-6178

(3) 埼玉県運転免許センター適正相談室

身 知 精

病気により自動車等の運転に支障がある方は、症状等によっては、運転免許が取得できなかつたり、取り消されたりする場合があります。病気にかかっている等により、自動車等の運転に不安がある方及びその家族の皆さんのための相談窓口を設けています。

対象者	次のいずれかに該当する方 ① 心身の障害がある方で、これから運転免許を取得したい方 ② 運転免許を取得した後に心身に障害が生じた方	
相談日	月～金曜日の平日 (祝・休日・年末年始[12月29～1月3日]を除く)	午前9時00分～午後3時00分
	毎月第3日曜日	要予約
	注) 予約が必ず必要になります	

【 窓 口 】 埼玉県鴻巣免許センター（鴻巣市鴻巣 405 番地 4）

電話 048-543-2001（代表） / FAX 048-543-7727

(4) 高次脳機能障害に関する相談窓口

埼玉県では、高次脳機能障害でお困りの方からの相談に対応する総合相談窓口を設置しています。

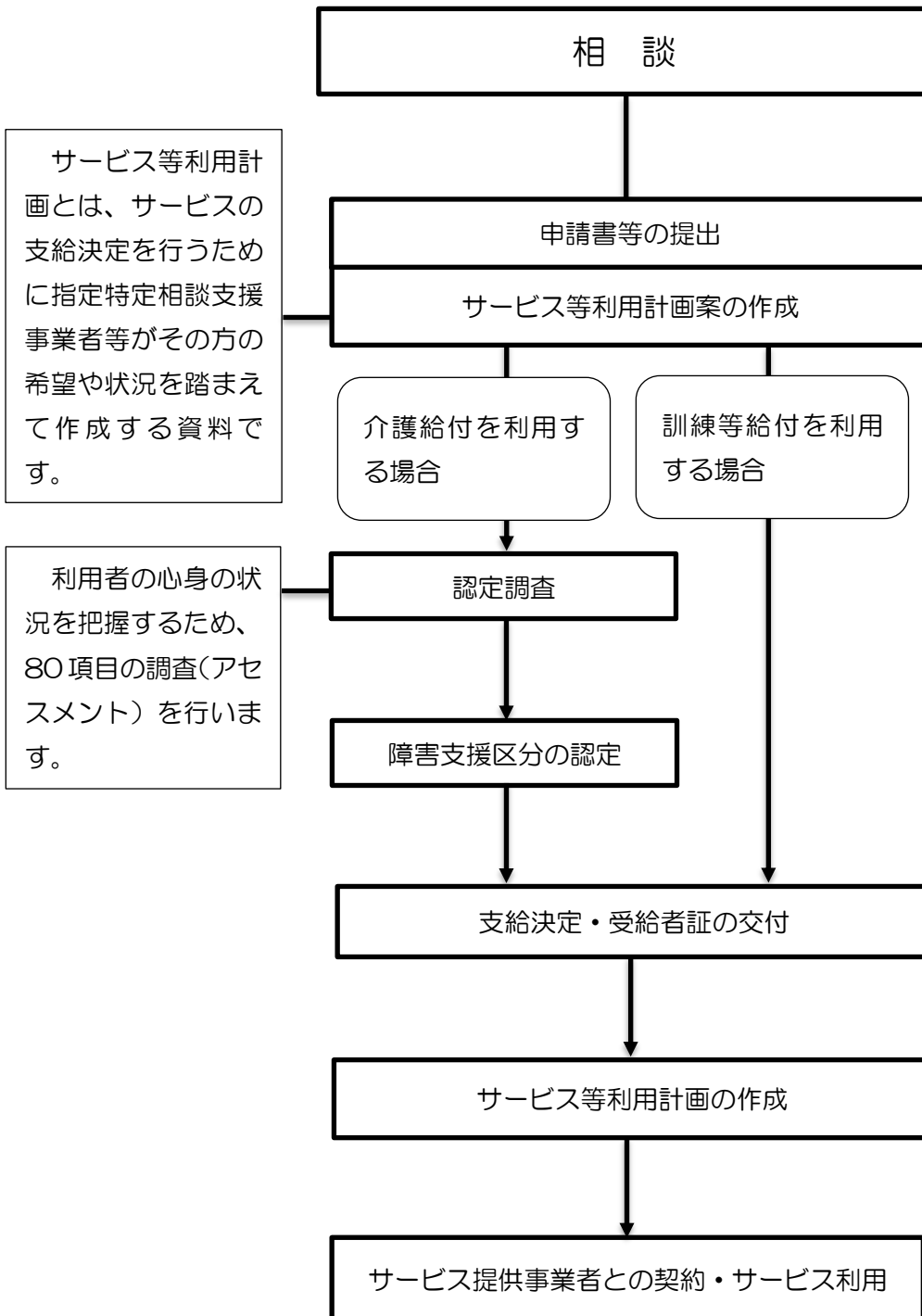
相談窓口	電話
総合リハビリテーションセンター内 埼玉県高次脳機能障害支援センター	048-781-2236（相談専用）
医療法人真正会 霞ヶ関南病院	049-232-1313（代表）
医療法人光仁会 春日部厚生病院	080-8181-4148（相談専用）

7 障害福祉サービスについて

障害福祉サービスを利用する際、介護支援を受ける場合には「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置付けられ、それぞれ、利用の際のプロセスが異なります。

注) 必要に応じて支給決定の更新(延長)は一定程度、可能となります。

(1) 利用の流れ



(2) 障害福祉サービスの一覧

種類	サービスの名称	内 容
介護給付	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います
	同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います
	重度障害者等 包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います
	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産的活動の機会を提供します
	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
訓練等給付	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います
	就労継続支援	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います
	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います

種類	サービスの名称	内 容
障害児通所支援	児童発達支援	① 児童発達支援センター 通所支援のほか、身近な地域の障害児支援の拠点として、「地域で生活する障害児や家族への支援」、「地域の障害児を預かる施設に対する支援」を実施するなどの地域支援を実施します
	居宅訪問型 児童発達支援	
	医療型 児童発達支援	② 児童発達支援事業 居宅を訪問または通所利用の障害児に対する支援を行う身近な療育の場です
	放課後等 デイサービス	学校就学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します 学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します
	保育所等 訪問支援	保育所等を現在利用中の障害児、今後利用する予定の障害児に対して、訪問により、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します

(3) 利用者負担

障害福祉サービスを利用すると、原則として、費用の1割を支払います。

ただし、所得に応じて上限が決まっています。ひと月に利用したサービス量に関わらず、それ以上の負担は生じません。

所得区分	世帯の収入状況	上限額（月額）	
生活保護	生活保護受給世帯	0円 (利用者負担なし)	
低所得	市町村民税非課税世帯		
一般1	市町村民税課税世帯 ※所得割16万円未満、障害児に関しては所得割28万円未満	障害者	入所 9,300円 通所 9,300円
		障害児	入所 9,300円 通所 4,600円
一般2	市町村民税課税世帯	37,200円	

※所得を判断する際の世帯範囲は、次のとおりです。

対象者	世帯範囲
18歳以上の障害者 (施設に入所する18、19歳を除く)	障害のある方とその配偶者
障害児 (施設に入所する18、19歳を含む)	保護者の属する住民基本台帳での世帯

(4) 高額障害福祉サービス等給付費

同一世帯に障害福祉サービス等を利用している人が複数いるなど一定の条件を満たす場合、世帯における利用者負担額（介護保険も併せて利用している場合は、介護保険の負担額も含む。）の合計が、制度の定める基準額を超えた際に高額障害福祉サービス等給付費として支給します。

【窓 口】 役場長寿福祉課（役場 1 階 4 番窓口 / 電話 63-5012）

8 在宅生活の支援について

(1) 移動支援事業

身 知 精

地域での自立生活及び社会参加を促すことを目的に、屋外での移動に困難がある障害者(児)の方に対して、外出のための支援を行います。

注) 公共交通機関を利用した移動支援が対象です。

費用	利用者負担は、障害者総合支援法における居宅介護の単価をもとに、利用時間により算出した額の1割です ※所得に応じて上限があります
----	--

【窓 口】 役場長寿福祉課(役場1階4番窓口 / 電話 63-5012)

(2) 日中一時支援事業

身 知 精

在宅の障害者(児)の日中における活動の場を提供し、見守り、社会に適用するための日常的な訓練等の必要な支援を行います。

費用	利用者負担は、単価の1割です
----	----------------

【窓 口】 役場長寿福祉課(役場1階4番窓口 / 電話 63-5012)

(3) 障害児(者)生活サポート事業

身 知 精 難

町に登録したNPO法人等で、一時預かり、介護人派遣、送迎、外出援助等のサービスが受けられます。

対象者	町に住所を有する次のいずれかに該当する方 ① 身体・知的・精神のいずれかの手帳の交付を受けている方 ② 知的障害者更生相談所または児童相談所において、知的障害と判定された方 ③ 医師により発達に障害があると診断された方 ④ 難病と診断された方
費用	1時間当たり500円の自己負担があります ※年間150時間まで利用可能。利用時間を超えると全額自己負担になります。
申請に必要な物	●障害者手帳等、対象であることが確認できるもの ●印鑑

【サービス団体】

団体名 住所	サービス内容				電話番号
	一時 預かり	派遣 介護	送迎	外出 援助	
ファミリーサポートセンター 昴 東松山市松葉町 3-2-20	○	○	○	○	0493-25-3353
ラベンダー 東松山市東平 2079-3	○	○	○	○	0493-39-5012
ヘルパーステーション シャローム 東松山市松山 1497-1		○	○	○	0493-27-5070
サポートハウス 友 吉見町大字久保田 1730-1		○		○	0493-54-5205
サアラ 坂戸市塚越 448-9	○	○	○	○	049-283-0808
生活サポートわかば 鴻巣市吹上本町 4-8-14	○	○	○	○	048-548-9355
虹の会 東松山市白山台 19-2	○	○	○	○	0493-34-5488
ケアサポートまこと 東松山市神明町 2-8-17			○	○	0493-59-8407
ヘルパーステーション コアラ 東松山市大字早俣 1-1	○	○	○	○	0493-81-3914
ケアサポートすずらん 小川町大字小川 732-10	○				0493-72-5716
喜和 東松山市日吉町 3-8		○	○	○	0493-81-5731
フレンズクラブ 熊谷市久保島 1782-9			○	○	048-577-7561
めぐみ 吉見町大字飯島新田 790-1			○		0493-88-9431

注) 利用登録・サービス内容等については、各団体によって異なりますので事前にご確認ください。

【窓 口】 役場長寿福祉課（役場 1 階 4 番窓口 / 電話 63-5012）

(4) 福祉タクシー利用料助成

身 知

タクシー利用券により初乗運賃が無料となります。(年間 48 枚)

対象者	町に住所を有する次のいずれかに該当する方
	① 身体障害者手帳 1 級～3 級の方
	② 療育手帳(A)・A・Bの方

【窓 口】 役場長寿福祉課(役場 1 階 4 番窓口 /電話 63-5012)

(5) 自動車運転免許取得費補助

身 知 精

障害者(身体・知的・精神障害者)が、運転免許を取得することにより自立更生が期待できる場合、12 万円を限度として取得費の 2/3 を助成します。

※本人・同居家族の課税状況により制限があります。

【窓 口】 役場長寿福祉課(役場 1 階 4 番窓口 /電話 63-5012)

(6) 自動車改造費用助成

身 知 精

自動車のハンドル・ブレーキ・アクセルなどを改造するための費用を、10 万円まで助成します。

対象者	通勤等のために障害に応じた自動車の改造が必要な方
	※本人の所得により制限があります

【窓 口】 役場長寿福祉課(役場 1 階 4 番窓口 /電話 63-5012)

(7) 駐車禁止適用除外

身 知 精

標章を掲示している場合は、駐車禁止区域内(法定近視区域内を除く)でも、他の交通の妨害にしなければ駐車できます。

※ただし、現場警察官の指示に従っていただく場合もあります。

対象者	① 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方のうち次表に該当する障害を有する方
	② 小児慢性特定疾患児手帳の交付を受けており、色素性乾皮症に該当する方

障害区分		障害の程度
視覚		1 級～3 級、4 級の 1
聴覚		2 級及び 3 級
平衡機能		3 級
上肢		1 級、2 級の 1 及び 2 級の 2
下肢		1 級～4 級
体幹		1 級～3 級
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能	上肢機能	1 級及び 2 級 (上肢のみに運動機能障害がある場合を除く)
	移動機能	1 級～4 級

心臓 じん臓 呼吸器 ぼうこうまたは直腸 小腸	1 級及び 3 級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能、肝臓	1 級～3 級
肝臓	1 級～3 級
知的障害	㊤または A
精神障害	1 級

【窓 口】 東松山警察署 (25-0110)

(8) 手話通訳者・要約筆記者の派遣

身

手話通訳者、要約筆記者の派遣を行います。

対象者	聴覚、音声・言語機能に障害のある方
-----	-------------------

【窓 口】 埼玉聴覚障害者情報センター

電話 048-814-3353 / FAX 048-814-3354

(9) 地域活動支援センター事業

身

知

精

障害者に交流・憩いの場を提供し、社会との交流促進を図ります。利用者の費用負担はありませんが、参加する行事によって、実費材料費等がかかることがあります。

以下の事業所に委託しております。

事業所	電話	対象者
吉見町地域活動支援センター	0493-54-8651	身体・知的
地域活動支援センター「あすみーる」	0493-21-5593	身体・知的・精神
比企生活支援センター	0493-81-7145	精神

【窓 口】 役場長寿福祉課 (役場 1 階 4 番窓口 / 電話 63-5012)

(10) 訪問入浴サービス

身

年間 45 回を限度として、委託業者が訪問入浴サービスに伺います。

※所得に応じて一部自己負担があります。

対象者	身体障害者手帳 1、2 級の肢体不自由者で、独力又は家族の介助があっても入浴が困難な方
-----	---

【窓 口】 役場長寿福祉課 (役場 1 階 4 番窓口 / 電話 63-5012)

(11) 紙おむつの支給

身 知 精

紙おむつ等の現物給付を行います。支給枚数は支給品目によって異なります。

対象者	在宅で生活し、次のいずれかに該当する方 ① 身体障害者手帳 1 級、2 級の方 ② 療育手帳Ⓐ・Aの方 ③ 精神障害者保健福祉手帳 1 級の方 ※ただし、吉見町障害者等日常生活用具給付事業・吉見町在宅要介護高齢者紙おむつ等給付事業において、紙おむつ等の給付を受けている方を除きます
-----	--

【窓 口】 役場長寿福祉課（役場 1 階 4 番窓口 / 電話 63-5012）

(12) 配食サービス事業

身 知 精

心身の状態から買物や炊事が困難な方のご自宅に、昼食を配達します。

月～金曜日に配達します。（年末年始を除く）

対象者	独居かつ、身体・療育・精神いずれかの障害者手帳をお持ちの方で、障害及び疾病等の理由により調理が困難な方
費用	1 食 300 円

【窓 口】 役場長寿福祉課（役場 1 階 4 番窓口 / 電話 63-5012）

9 手当・年金等について

(1) 重度心身障害者福祉手当

身 知 精

難病や心身に重度の障害がある在宅の方に支給される手当です。

対象者	次のいずれかに該当する方 ① 身体障害者手帳が1級・2級の方 ② 療育手帳が㉠・Aの方 ③ 精神障害者保健福祉手帳が1級の方 ④ その他、①・②と同程度の方 ※次の場合は支給対象になりません <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当を受けている方 (ただし、身体障害者手帳(肢体不自由に係るもの)1級又は2級に該当し、かつ療育手帳が㉠・Aに該当しており、人工呼吸器を使用する等医療的介護が必要な障害児については支給対象となります) ・ 65歳以上で新規に手帳を取得した方 ・ 障害者支援施設・特別養護老人ホーム等に入所している方 ・ 市町村民税が課税されている方
支給額	月額 5,000円 ※3月末(10~3月分)・9月末(4~9月分)に支給します

【窓 口】 役場長寿福祉課(役場1階4番窓口 / 電話 63-5012)

(2) 特別児童扶養手当

身 知 精

20歳未満で、身体又は精神に障害のある児童を監護する父、もしくは母、または父母にかわってその児童を養育している方に支給される手当です(里親を含みます)。

対象者	次のいずれかに該当する20歳未満の障害児を養育している父母または養育者 ① 身体に重・中度の障害または長期にわたる安静を必要とする方(おおむね身体障害者手帳1級~3級) ② 精神障害であって①と同程度以上の方 ③ 身体または精神の障害が重複する場合であって、①または②と同程度以上の方 ※次の場合は手当が受けられません <ul style="list-style-type: none"> ・ 父母及び扶養義務者の前年の所得が一定の額以上の場合 ・ 障害児が施設に入所している場合 ・ 障害児が児童の障害を支給事由とする公的年金を受給している場合 	
支給額	等級	金額
	1級(重度障害児)	月額 52,400円
	2級(中度障害児)	月額 34,900円
	※4月(12~3月分)、8月(4~7月分)、11月(8~11月分)の年3回、その月の前4か月分を支給します	

【窓 口】 役場長寿福祉課(役場1階4番窓口 / 電話 63-5012)

(3) 児童扶養手当

父または母と生計を同じくしていない児童を育てている方や、児童を育てている父または母に一定の障害がある場合に支給される手当です。

対 象 者	次のいずれかに該当する場合		
	① 父母が離婚(事実婚の解消を含む)した後、父又は母と生計を同じくしていない児童 ② 父又は母が死亡した児童 ③ 父又は母が政令で定める障害の状態にある児童 ④ 父又は母から1年以上遺棄されている児童 ⑤ 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童 ⑥ 父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童 ⑦ 船舶や飛行機の事故等により、父又は母の生死が3か月以上明らかでない児童 ⑧ 婚姻(事実婚を含む)によらないで生まれた児童 ⑨ 棄児などで、母が児童を懐胎した当時の事情が不明である児童 ※次の場合は手当が受けられません <ul style="list-style-type: none"> ・ 申請する方や児童が日本国内に住所を有しない場合 ・ 児童が児童福祉施設等(母子生活支援施設などを除く)に入所している場合 ・ 児童が父又は母の配偶者(事実上の配偶者を含み、政令で定める障害の状態にある者を除く)に養育されている、もしくは生計を同じくしている場合 		
支 給 額	児 童 数	全 部 支 給	一 部 支 給
	1人目	43,070円	43,060円～10,160円
	2人目	10,170円	10,160円～5,090円
	3人目以降	6,100円	6,090円～3,050円
※5月(3～4月分)、7月(5～6月分)、9月(7～8月分)、11月(9～10月分)、1月(11～12月分)、3月(1～2月分)の年6回支給します 所得や子ども的人数によって支給額が変わります			

【 窓 口 】 役場子育て支援課(役場2階10番窓口 / 電話 63-5014)

(4) 障害児福祉手当

身

知

精

20歳未満で身体または精神に重度の障害があるため、日常生活において常時介護を必要とする方に支給される手当です。

対象者	20歳未満であって、おおむね次のいずれかの項目に該当する方 ① 身体障害者手帳1級及び2級の一部の方 ② 知的障害であって、療育手帳(A)の方 ③ 常時介護を要する精神障害者その他これと同程度の方 ※次の場合は手当が受けられません。 ・ 施設に入所中の方 ・ 障害を支給事由として年金を受給されている方
支給額	月額 14,850円 ※2月(11～1月分)、5月(2～4月分)、8月(5～7月分)、 11月(8～10月分)の年4回支給します。

【窓 口】 役場長寿福祉課(役場1階4番窓口 / 電話 63-5012)

(5) 特別障害者手当

身

知

精

20歳以上で身体または精神に著しく重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする方に支給される手当です。

対象者	20歳以上であって、精神または身体の重度の障害により日常生活において常時特別の介護を要する状態にある方(国民年金1級程度の障害が重複する方及びそれと同程度以上と認められる方) ※ただし、施設に入所中の方及び継続して3か月を超えて病院に入院している方は除きます。
支給額	月額 27,300円 ※2月(11～1月分)、5月(2～4月分)、8月(5～7月分)、 11月(8～10月分)の年4回支給します。

【窓 口】 役場長寿福祉課(役場1階4番窓口 / 電話 63-5012)

(6) 心身障害者扶養共済制度

身 知 精

障害のある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一のこと（死亡・重度障害）があったとき、障害のある方に終身一定額の年金を支給する制度です。

※加入者（保護者）の死亡等の理由によっては、年金が支給されない場合があります。

対 象 者	県内に居住する 65 歳未満の保護者で、次のいずれかに該当する障害者を扶養している健康な方 ① 身体障害者手帳 1 級～3 級の方 ② 療育手帳をお持ちの方 ③ 精神または身体に永続的な障害のある方で上記①・②と同程度と認められる方
掛 金	加入時の年齢により月額 1 口 9,300 円～23,300 円を納めます。 ※所得により掛金が減額または免除される場合があります。

【 窓 口 】 役場長寿福祉課（役場 1 階 4 番窓口 / 電話 63-5012）

(7) 障害基礎年金

国民年金加入中、または 60 歳以上 65 歳未満で日本国内に住んでいる間に初診日のある病気やけがで、初診日から 1 年 6 か月以上経過した日（65 歳まで）または経過以前に治った日に、一定の障害のある状態にあるときに受けられます。ただし、初診日前に一定の保険料納付要件を満たしていることが必要です。

また、20 歳前に障害者と認定された方は、20 歳になった時から受けられますが、その方の所得状況により一部または全部が支給停止されることがあります。

等 級	金 額
1 級	年額 972,250 円
2 級	年額 777,800 円

【 窓 口 】 役場町民健康課（役場 1 階 3 番窓口 / 電話 63-5011）

(8) 障害厚生年金・障害手当金

厚生年金保険加入中に初診日のある病気、けがで、初診日から 1 年 6 か月以上経過した日（65 歳まで）または経過以前に治った日に、一定の障害のある状態にあるときに障害厚生年金が受けられます。初診日から 5 年以内に病気、けがが治り軽度の障害が残った場合は障害手当金（一時金）が受けられます。

ただし、年金手当金ともに、初診日前に一定の保険料納付要件を満たしていることが必要です。

【 窓 口 】 各年金事務所

(9) 特別障害給付金

国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金等を受けられない方へ給付金が支給される制度です。

対 象 者	① 平成 3 年 3 月以前に国民年金任意加入対象であった学生。	
	② 昭和 61 年 3 月以前に国民年金任意加入対象であった被用者等の配偶者であつて、当時、任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金の 1 級、2 級相当の障害の状態にある方。 ※なお、障害基礎年金や障害厚生年金、障害共済年金などを受給することができる方は対象となりません。	
支 給 額	等 級	金 額
	1 級相当に該当する方	月額 52,300 円
	2 級相当に該当する方	月額 41,840 円

【 窓 口 】 役場町民健康課（役場 1 階 3 番窓口 / 電話 63-5011）

10 税の控除・免除について

(1) 所得税の障害者控除

身 知 精

納税者本人またはその控除対象配偶者や扶養親族に心身の障害がある場合は控除が受けられます。下表の控除額が所得金額から差し引かれます。

区 分	身 体	知 的	精 神	控 除 額
特別障害者控除	1 級・2 級	Ⓐ・A	1 級	400,000 円
障害者控除	3 級～4 級	B・C	2 級・3 級	270,000 円

【窓 口】 東松山税務署（電話 22-0990）

※ただし、所得税を給与から源泉徴収されている場合は、勤務先の給与係へ。

(2) 住民税の障害者控除・非課税

身 知 精

納税者本人またはその控除対象配偶者や扶養親族に心身の障害がある場合は控除が受けられます。下表の控除額が所得金額から差し引かれます。

区 分	身 体	知 的	精 神	控 除 額
特別障害者控除	1 級・2 級	Ⓐ・A	1 級	300,000 円
障害者控除	3 級～6 級	B・C	2 級・3 級	260,000 円

※本人の所得が 135 万円以下であるときは、非課税となります。

【窓 口】 役場税務会計課（役場 1 階 1 番窓口 / 電話 54-5028）

※ただし、住民税を給与から特別徴収されている場合は、勤務先の給与係へ。

(3) 相続税の障害者控除

身 知 精

相続または遺贈により財産を取得した法定相続人で、85 歳未満の方で心身に障害がある場合は、相続税額から一定額が控除されます。

【窓 口】 東松山税務署（電話 22-0990）

(4) 自動車税等の減免

身 知 精

障害者のために使用される自動車については、一定の要件を満たす場合、一人につき一台に限り、自動車税等の減免が受けられます。なお、各手帳を交付申請中の方も減免の仮申請ができます。

対 象 者	次のいずれかに該当する方 ① 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方のうち、次表に該当する障害を有する方。 ② ①に該当する方と生計を一にする方。
-------	--

【次 表】

障害区分		障害の程度
視覚		1 級～3 級、4 級の 1
聴覚		2 級または 3 級
平衡機能		3 級
音声機能また言語機能		3 級（喉頭が摘出された場合に限る。）
上肢		1 級または 2 級
下肢		1 級～6 級
体幹		1 級～3 級、5 級
乳幼児期以前の非進行性	上肢機能	1 級または 2 級
脳病変による運動機能	移動機能	1 級～6 級
心臓 じん臓 呼吸器 ぼうこう直腸 小腸		1 級または 3 級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能、肝臓		1 級～3 級
知的障害		Ⓐまたは A
精神障害		1 級で精神通院医療費の支給対象となるもの

【申請期限】

4 月 1 日現在で所有している自動車	県税事務所または 自動車税事務所	納期限まで
年度途中で取得した自動車 ※1	自動車税事務所	登録の日から 30 日以内 ※2

※1 登録時に減免対象となる税額がない自動車は、翌年度の「4 月 1 日現在で所有している自動車」として翌年度に申請してください。

※2 自動車税（環境性能割）及び軽自動車税（環境性能割）は申請期限を過ぎた場合は減免できません。自動車税（種別割）については、これまで減免を受けていた自動車を抹消登録した場合に限り、申請のあった月の翌月分からの月割りの減免になります。

【窓 口】

県税事務所	東松山県税事務所	0493-23-8908
自動車税事務所	埼玉県自動車税事務所熊谷支所	048-532-8011

※障害名が複数ある場合は、障害の区分ごとに級を確認するため、役場長寿福祉課で「障害区分証明書」を受けてください。

※戦傷病者手帳の交付を受けている方も一定の要件を満たす場合、減免を受けることができます。

(5) 軽自動車税（種別割）の減免

自動車税（種別割）と同様に軽自動車税（種別割）も減免される場合があります。

※減免を受けることができる台数は、障害者一人につき一台に限られているため、自動車税（種別割）の減免を受けた場合は、軽自動車税（種別割）の減免を受けることができません。

【窓 口】 役場税務会計課（役場 1 階 1 番窓口 / 電話 54-5028）

11 公共料金の割引について

(1) JR（鉄道・バス）運賃の割引

身 知

【対象者及び内容】

区 分	割引乗車券の 種 類	割引率	取扱区間
第 1 種障害者とその介護者	普通乗車券 回数乗車券 普通急行券	5 割	全線
第 1 種障害者とその介護者 12 歳未満の障害者とその介護者	定期乗車券 (小児定期乗車券を除く)	5 割	全線
第 1 種、第 2 種障害者が単独で利用する場合	普通乗車券	5 割	片道の営業キロが 100 キロを超える場合

【窓 口】 各 JR 窓口

※他の鉄道についても割引を行っていますが、取扱いが異なる部分があるため、詳しくは直接各社へお問い合わせください。

(2) バス運賃の割引

身 知 精

県内を発着するバスを利用する場合、運賃が 5 割引になります。ただし定期券は 3 割引です。（小児定期券は割引されません。）

※第 1 種身体障害者、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している障害者及び要介護の施設入所者（児）は付添の方も割引になります。

※手帳の提示のみで割引が受けられますが、施設入所者（児）として割引を受ける方は、施設長のバス運賃割引証明書が必要です。

対 象 者	次のいずれかに該当する方 ① 身体障害者手帳をお持ちの方 ② 療育手帳をお持ちの方 ③ 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方（写真が添付してあるものに限る） ④ 施設入所者（児）
--------------	--

【窓 口】 各バス会社

(3) タクシー運賃の割引

身 知

手帳を提示することにより、1 割引になります。

対 象 者	次のいずれかに該当する方 ① 身体障害者手帳をお持ちの方 ② 療育手帳をお持ちの方
--------------	---

【窓 口】 各タクシー事業者

(4) 国内航空運賃の割引

身 知 精

定期航空路線の国内線全区間で、運賃の割引が適用されます。

※割引率や内容は、各航空会社によって異なりますので、各航空会社にお問い合わせください。

対象者	満 12 歳以上で、次のいずれかに該当する方 ① 身体障害者手帳をお持ちの方 ② 療育手帳をお持ちの方 ③ 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方（写真が添付してあるものに限る）
-----	--

【窓 口】 各航空会社

(5) 有料通行料金の割引

身 知

割引対象に該当し、事前に割引登録した場合には、通行料金が割引（最大で 5 割）されます（適用は、全国すべての有料道路）。また、手帳の提示と ETC では通行方法が異なります。

【通行方法】

手帳提示	料金を支払う際に、手帳の必要事項が記載されている部分を提示するか、または手帳を係員に渡して自動車登録番号等の確認を受けます。
ETC 使用	事前に登録した車載器と ETC カードの組み合わせで ETC レーンを通行します。ETC 機器の故障のときや ETC レーンのない料金所では、手帳を提示して割引を受けてください。

※割引を受けるためには、役場長寿福祉課で事前に登録が必要です。

対象者	次のいずれかに該当する方 ① 身体障害者手帳の交付を受けている者が自ら運転する場合 ② 手帳の交付を受けている重度（第 1 種）の身体障害者または重度（第 1 種）の知的障害者を乗せて、介護者が運転する場合
-----	---

【窓 口】 役場長寿福祉課（役場 1 階 4 番窓口 / 電話 63-5012）

(6) NHK放送受信料の減免

身 知 精

身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方のうち、障害内容や所得状況により、NHK 放送受信料が減免されます。

【対象者】

全額免除	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方のいる世帯で、かつ世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合
半額免除	① 視覚障害または聴覚障害により身体障害者手帳をお持ちの方が世帯主で受信契約者の場合 ② 身体障害者手帳（1・2 級）、療育手帳（A・A）、精神障害者保健福祉手帳（1 級）をお持ちの方が世帯主で受信契約者の場合

【窓 口】 各 NHK 営業所（役場長寿福祉課で申請証明欄に証明を受けてください。）

(7) NTT番号案内の料金免除

身 知 精

104番を利用する際、あらかじめ登録した電話番号と暗証番号を申し出ることにより無料となります。

対象者	次のいずれかに該当する方 ① 視覚障害者で身体障害者手帳1級～6級の方 ② 肢体不自由（上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害1、2級の方） ③ 療育手帳をお持ちの方 ④ 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
------------	--

【窓 口】 各NTT営業所

(8) 携帯電話基本使用料等の割引

身 知 精

基本使用料、通話料等が割引（2割～5割以内）になります。割引の内容は、事業者により異なりますので、詳しくは各携帯電話事業者にお問い合わせください。

対象者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
------------	--------------------------------

【窓 口】 各携帯電話事業者

(9) 郵便物の減額及び無料扱い

点字郵便物等の郵便料金が無料または低料金でご利用できます。

対象郵便物	① 点字郵便物等の無料扱い（点字郵便物、点字用紙及び盲人用録音郵便物） ② 心身障害者用低料第三種郵便物の料金適用（心身障害者団体が発行する第三種郵便物） ③ 小包郵便物の減額（盲人用点字小包郵便物、心身障害者用冊子小包郵便物、聴覚障害者用小包郵便物（ビデオテープ）） ※上記のようなものがありますが、それぞれ制限がありますので、詳しくは各郵便局へお尋ねください。
--------------	---

【窓 口】 各郵便局

12 資金の貸付について

(1) 生活福祉資金

身 知 精

①～④の世帯に対し、安定した生活と経済的自立を図るために6種類（総合支援資金、福祉資金（福祉費、緊急小口資金）、教育支援資金、不動産担保型生活資金、要保護世帯向け不動産担保型生活資金）の資金をお貸しします。

対象者	次のいずれかに該当する方 ① 高齢者がいる世帯 ② 生活保護を受けている世帯 ③ 所得の少ない世帯 ④ 身体障害者手帳または療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方及び、これと同程度と認められる（障害福祉サービスを利用している等）方がいる世帯
-----	---

【窓 口】 吉見町社会福祉協議会（電話 54-5228）

13 就労相談について

(1) 障害者就業・生活支援センター

身 知 精

「働きたいけれど仕事が見つからない」、「どんな仕事があるのかわからない」、「職場で自分の気持ちをうまく伝えられない」など、就労にかかわる相談ができます。また、ジョブコーチを派遣するなど、就労後のフォローアップも含めたトータルな就労支援などが行われています。

【窓 口】 東松山市就労支援センター ^{ザック}ZAC (電話 24-5658)

(2) 職業紹介

身 知 精

公共職業安定所

専門の係が置かれ、障害者の就労等について求職登録・求人紹介・雇用保険の受給手続き等を行っています。

【窓 口】 ハローワーク東松山 (電話 22-0240)

(3) 生活困窮者の総合相談窓口

事故や病気等の理由により失業したために生活に困っている方を対象に相談から自立まで継続して支援します。

※相談は無料です。

対 象 者	次のいずれかに該当する方
	① 埼玉県内の町村に居住している方
	② 生活保護を受けていない方
	③ 失業、病気などさまざまな問題で生活に困っている方
相 談 日	月～金曜日 午前8時30分～午後5時00分(祝日・年末年始を除く)

【窓 口】 アスポート相談支援センター埼玉西部 (パトリア小川(総合福祉センター)2階)
電話・FAX 0493-81-3148 / メール jiritsu-nishi@mopera.net


14 防災対策について

(1) 障がいのある方・支援する方の防災マニュアル

障害のある方が、災害発生時に身の安全を確保し、安心して避難行動を行うためには、地域の中での助け合い（共助の力）がとても重要となります。

そのため、町では、障害のある方と支援する方、両方の視点から、災害時に取るべき行動などをまとめた「障がいのある方・支援する方の防災マニュアル」を策定し、災害に強いまちづくりを進めています。

いつどこで発生するかわからない災害に備え、本マニュアルを事前に確認しておきましょう。

掲載場所	QRコード
「町ホームページ」→「トップページ (menu)」 →「医療・健康・福祉」→「福祉」→「障害者福祉」 →「障害者福祉ガイドブック・防災マニュアル」 →「障がいのある方・支援する方の防災マニュアル (PDF)」	

【窓 口】 役場長寿福祉課（役場 1 階 4 番窓口 / 電話 63-5012）

(2) 防災行政無線の電話応答装置

防災行政無線で放送した内容を、自動音声により電話で確認することができます。放送内容を聞き逃した場合や聞き取れなかった時にご利用ください。

【電 話】 0493-81-6789

【窓 口】 役場総務課（役場 2 階 7 番窓口 / 電話 54-1505）

(3) 避難行動要支援者制度

身 知 精

町では、下記のいずれかに該当する方を「避難行動要支援者」として位置付け、災害時における避難行動の支援など、地域の協力による支援体制の充実化を図っています。登録を希望される方はご相談ください。

対象者	次のいずれかに該当する方 ① 身体障害者手帳が 1 級・2 級の方（肢体・視覚・聴覚障がい） ② 療育手帳が㉠・Aの方 ③ 精神障害者保健福祉手帳が 1 級・2 級の方（単身世帯） ※該当しない方でも「避難行動要支援者」として登録することは可能です。
-----	---



【窓 口】 役場総務課 （役場 2 階 7 番窓口 / 電話 54-1505）

役場長寿福祉課（役場 1 階 4 番窓口 / 電話 63-5012）


(4) 安全・安心メール

事前登録されたメールアドレスに、防災行政無線の放送内容や警察から提供される犯罪情報等をメールでお知らせします。登録や解除の方法は以下の2通りがあります。

【登録方法】

	方法	QRコード
登録方法①	メール配信登録用アドレス yoshimi@b.bme.jp (もしくは右側のQRコードを読み込む) を宛名に入力し、空メールを送信してください。空メール送信後に「登録完了メール」を受信できれば登録は完了です。	
登録方法②	右記のQRコードを読み込み、表示されるページに従い登録の手続きをしてください。	

【解除方法】

	方法	QRコード
解除方法①	新規登録時に送信する「登録完了メール」の本文に、配信停止用のURLを記載しておりますので、クリックするだけで簡単に解除できます。	
解除方法②	右記のQRコードを読み込み、表示されるページに従い解除の手続きをしてください。	

<注意事項>

- ・「安全・安心メール」は無料で登録できますが、メール受信費（パケット代等）は各利用者のご負担となります。
- ・迷惑メール防止機能を利用している場合は、利用者ご自身で設定の変更が必要となります。（メールフィルタを有効にしている場合、パソコンからのメール受信を拒否している場合など。設定の変更方法については各携帯電話会社のホームページでご確認ください。）
（「@town.yoshimi.saitama.jp」ドメインからのメールを受信可能にする設定をしてください。）
- ・配信されるメールアドレスは発信専用です。届いたメールアドレスに対して返信することはできません。
- ・登録前に利用規約を必ずお読みください。

【利用規約】 http://www.town.yoshimi.saitama.jp/pdf4/bousaimusen_riyoukiyaku.pdf

【窓 口】 役場総務課（役場2階7番窓口 / 電話 54-1505）

(5) 防災メール

あらかじめ登録された携帯電話の SMS（ショートメッセージサービス）に、避難に関する情報や災害情報をお知らせします。

以下の 2 項目をお伝えいただくことで簡単に登録することができ、複雑な設定も不要です。

- ①お使いになっている携帯電話の電話番号
- ②お住いの行政区

【窓 口】 役場総務課（役場 2 階 7 番窓口 / 電話 54-1505）

(6) NET119

身

NET119 緊急通報システムは、聴覚や発話に障害のある方のための新しい緊急通報システムです。

スマートフォン・携帯電話のインターネット接続機能を利用して、簡単な操作で素早く 119 番通報することができます。



対象者	聴覚、平衡機能、音声機能、言語機能又はそしゃく機能に障害のある方 またはこれに準ずる状態により、通話による消防機関への緊急通報が困難である方
-----	---

【申請方法】

手 順	方 法
①	○申請書入手 申請書は役場長寿福祉課で配布しています。
②	○迷惑メール設定の確認 迷惑メールの設定やアクセス制限をご利用の場合には、設定を変更しないと使用できない場合があります。ご不明の場合には、携帯電話・スマートフォンの購入店にお問い合わせください。 この際、『web119.info』のドメインを利用可能にしてほしい』とお伝えください。
③	○申請書を持参または郵送 申請書を記入後、役場長寿福祉課窓口まで持参または郵送ください。 申請書に記入された情報を基に、登録作業を行います。携帯電話・スマートフォンは必ずご持参ください。 【郵送先】〒355-0192 埼玉県比企郡吉見町大字下細谷 411 番地 吉見町役場 長寿福祉課 福祉係

【問い合わせ先】 比企広域消防本部指令課

電話 23-2266 / FAX 24-1668

役場長寿福祉課（役場 1 階 4 番窓口）

電話 63-5012 / FAX 54-4970

15 成年後見制度について

成年後見制度

知 精

成年後見制度は、認知症、知的障害、精神障害などによって判断能力が十分でない方について、本人に代わって契約や財産管理などの法律行為等を行う支援者を選任することで、本人の財産や権利を保護するための制度です。

(1) 町長による成年後見の審判の申立て

対象者	町内に住所を有する方で、知的障害または精神障害により判断能力が十分でなく、二親等以内に申立てを行うべき親族がない場合
-----	--

(2) 成年後見人等への報酬の助成

対象者	町内に住所を有する方で、助成を受けなければ成年後見制度の利用や後見人等への報酬の支払いが困難な場合
内容	月額28,000円（施設入所18,000円）を上限に、成年後見人等への報酬を助成します。

※町外の施設に入所等をするため、町外に転出した方も対象になる場合があります。

また、町内の施設に入所等をするため、転入した方で対象とならない場合もあります。

【窓 口】 役場長寿福祉課（役場 1 階 4 番窓口 / 電話 63-5012）

16 ヘルプカード・マーク等について

(1) ヘルプカードとは

身 知 精

ヘルプカードに伝えたい自分のことを、読んだ人がわかるように書いておきましょう。困ったときにヘルプカードを見せると、あなたが伝えたいことをあなたに代わって伝えてくれます。



(上記のQRコードからもダウンロードできます。)

<http://www.town.yoshimi.saitama.jp/pdf2017/yoshimihelpcard.pdf>

上記アドレスより、ダウンロードし印刷して利用してください。

(2) ヘルプマークとは

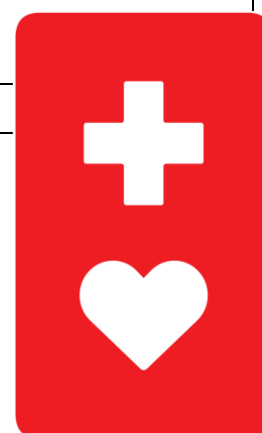
身 知 精

義足や人工関節を使用している方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、作成されたマークです。

対象者	義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としている方 ※お1人につき1つとなります
使用方法	ストラップを利用して、鞆等に付けて使用します

【配付窓口】 役場長寿福祉課（役場 1 階 4 番窓口 / 電話 63-5012）

※数には限りがございますので、予めご了承ください。



【ヘルプマーク】

(3) ケアラーのバトン(緊急引継ぎシート)について

介護者が入院・ホテル療養した場合に介護を引き継ぐ方の氏名や連絡先、要介護者等に関する引き継ぎ事項などをあらかじめ明記することができるシートです。一般社団法人日本ケアラー連盟 HP からダウンロードできます。